

**2020（令和2）年度 日本学生支援機構 大学院 第一種奨学生
「特に優れた業績による返還免除制度」申請要領**

【昨年度からの大きな変更点】

本年度の返還免除申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を上げることができなかった場合、特例措置があります。詳しくは、P4. を参照ください。

1. 制度

「特に優れた返還免除制度」とは（「日本学生支援機構ホームページ」抜粋）

大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した人を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。

2. 対象者

- 1) 大学院第一種奨学金採用者で、令和2年度中に貸与終了する者（満期・辞退・退学を含む）。
※ただし、修士課程については修業年限を越えて在学する者は対象外とする休学・留学期間は除く。
- 2) 必ずしも課程修了は要件とはしないが、貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績をあげた者。

本学の具体的な評価項目・基準は以下の5項目を参考に各研究科で定めています。

詳細は、各研究科で確認してください。

- ① 大学院在学中の研究論文・学術論文の内容及び数
- ② 大学院在学中の学会での発表並びに学術雑誌への掲載・表彰の内容及び数
- ③ 大学院在学中の特許及び実用新案の内容及び数
- ④ 授業科目の成績
- ⑤ リサーチアシスタント及びティーチングアシスタントなどの実績

※なお、専攻分野に関連しない「発表会」「スポーツ競技会における成績」「ボランティア活動」は特に優れた業績としての評価対象となりません。

3. 申請書類

※修正テープの使用、訂正印のない修正がある申請書類は、一切受理しません。

※ボールペンでの記入または EXCEL・Word を用いて作成してください。

① 「返還免除願」(本学所定様式)

② 「令和2年度 業績優秀者返還免除申請書」(日本学生支援機構所定様式1-1)

③ 「令和2年度 業績一覧表」(日本学生支援機構所定様式1-2)

※必ず、両面印刷してください

④ 「学業成績証明書」(証明書発行機から発行)

※原本に限ります

⑤ 「特に優れた業績を証明する資料」(複数可)

※ 申請した業績の該当項目について、「大学院における特に優れた業績であることを証明する書類」が必要となりますので、添付してください。

例：研究論文等の抜き刷り、学術雑誌（写し可）、研究・教育補助の雇用契約の写し

※ 各資料の右上に資料番号を記載し、③「業績一覧表」の該当する資料番号欄へ記載してください。

※ 上記の資料番号は、各資料と③「業績一覧表」との関係が分かるものであれば構いません。

⑥ 【理工学研究科のみ】 「理工学研究科 添付資料一覧」(理工学研究科内選考用)

※理工学研究科生は、提出資料が多いため研究科内での選考の際に使用する資料が別途必要となります。

【注意！】

理工学部研究科生が添付資料の一覧を作成する際は、先に理工学部の所定の「様式⑥」を資料番号1から作成し、その後、「様式⑥」の資料で付番した番号を、③「業績一覧表」(日本学生支援機構所定様式1-2)に落とし込み、記載してください。したがって、③「業績一覧表」の資料は資料番号1から始まらなかったり、資料番号が飛んだ

りすることになりますが、構いません。

4. 提出場所

学生部（深草・瀬田）〈窓口もしくは郵送〉

※やむを得ず窓口での提出が困難な場合は、郵送でも構いませんが、簡易書留やレターパック等、ご自身で追跡履歴の確認できる形での郵送をお願い致します。

【郵送先】下記の宛先に提出してください。

（深草・大宮学舎）

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 龍谷大学学生部 奨学金担当宛

（瀬田学舎）

〒520-2194 滋賀県大津市瀬田大江町横谷 1-5 龍谷大学学生部 奨学金担当宛

封筒の表に、「日本学生支援機構奨学金返還免除申請書類在中」と記載してください。

5. 申請期間

場所	日時	
学生部(深草)	2021 年 1 月 6 日（水）～ 1 月 21 日（木） 16:00 まで ※（深草）1 月 12 日、19 日（火）は 10:30 開室 （瀬田）1 月 12 日、19 日（火）は 10:45 開室	8:45～16:45
学生部(瀬田)		9:00～17:00

※最終日 1 月 21 日（木）は受付時間を 16:00 までといたします。

※郵送の場合は、**1 月 21 日（木）必着**です。

6. 選考・結果発表

学内選考・推薦の後、日本学生支援機構が返還免除者を決定します（2021 年 7 月下旬予定）。返還免除認定者には、日本学生支援機構から返還免除認定と返還免除額が通知されます。

7. その他

返還免除候補者として大学から推薦をしても、日本学生支援機構での審査の結果、認定されない場合がありますので、ご承知おきください。

8. 新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の延長対応について

(2020 年度の特別措置)

2020（令和 2）年度の業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響（コロナ以外の事情は不可）による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げることができなかった場合（課程を修了した場合は除く）は、特例として、1 年を限度に貸与期間延長及び延長期間中の休止（延長期間中は休止として奨学金の貸与はありません。）を認め、貸与終了月について 1 年を限度に先送りとする事で、業績を挙げる期限を 1 年間猶予し、2021（令和 3）年度の申請を可能とします。

- ※ 2020（令和 2）年度に課程を修了した場合は、延長申請を行うことはできません。
- ※ 本申請は、コロナ禍の影響を受け、貸与期間中に研究業績を挙げることができなかった者が対象です。その他の理由では、延長申請を行うことはできません。
- ※ もともと 2020（令和 2）年度に貸与終了を予定していた者が、休学のため奨学金受給を休止していた期間があり、課程修了及び奨学金貸与終了が 2021（令和 3）年度に延びた場合は、この申請を行う必要はありません。

〈手続き方法〉

「令和 2 年度 業績優秀者返還免除申請期間延長届」（様式 3）を記入し、提出してください。「延長理由」の欄に、コロナ禍により業績を挙げることができなかった理由を具体的に記載してください。

提出場所、提出締切は、「5. 提出場所、6. 申請期間」と同様です。

9. 返還免除内定者の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

(2020 年度の特別措置)

返還免除内定者は、修業年限内で課程を修了できなくなった場合（学位を取得できなかった場合）、内定者の身分が取り消されますが、課程修了できなかったことが、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情（コロナ以外の事情も可）によるものであると認められる場合には、修業年限内で課程を修了したものとみなし、内定取消の対象外とすることを可能とします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸与期間中に業績を挙げることができなかった場合は、特例として、上記 8. による申請も併せて行うことが可能です。

申請希望者は、問い合わせ先にご連絡ください。

10. 問い合わせ先

学生部（深草・瀬田）shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp